審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処	分	名	野外活動センターの使用料の減免		
処 分	の概	要	野外活動センターの使用料を減免する。		
根 拠	法 令	名	松山市野外活動センター条例		
条		項	第6条		
所	管	課	スポーティングシティ推進課		
経由機関での処理期間					なし
所管課での処理期間					2週間
標準	処 理	期間		計	2週間

判断基準

松山市野外活動センター条例施行規則第9条の各項に該当する場合

【根拠法令等】

松山市野外活動センター条例

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

●松山市野外活動センター条例施行規則

(使用料の減免)

第9条 条例第6条の規定により、次の各号に定める額の使用料を減免することができる。

- (1) 学生、生徒又は児童及び園児(引率者を含む。)が、以下の規定に基づき、教育又は保育課程の一環として使用するとき。 半額
 - ア. 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に基づく、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、 高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領
 - イ. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学設置基準
 - ウ. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づく、保育所保育指針
- (2) 松山市青少年団体連絡協議会又はその構成団体の団員(引率者を含む。)が、松山市野外活動センター条例第1条の目的で使用するとき。 半額
- (3) 心身障害者(介護人を含む。)が使用するとき。 半額
- (4) 松山市スポーツ少年団に登録している団体の団員(引率者を含む。)が、スポーツ少年団活動として使用するとき。 半額
- (5) その他市長が特別な事由があると認めたとき。 その都度市長が定める額。
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、松山市野外活動センター使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者で、手帳等の提示をしたものについては、この限りではない。

